

# 居宅介護支援事業所の受付窓口について

# 【尾張地区】

## 対象事業所：名古屋市を除く尾張地区の居宅介護支援事業所

一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、東尾張地区：海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、東浦町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町

申請の内容			提出先	申請様式	備考
区分	基準日	提出期限			
新規指定 (図面相談を含む)	H30.4月指定	H30年2月末日	尾張福祉相談センター	県様式	指定を受けようとする日で判断する。
	H30.5月指定	H30年3月末日			
	H30.6月指定	H30年4月以降	各市町村	各市町村様式	
更新指定	有効期限満了日： H30.4.30～H30.5.30	H30年3月末日	尾張福祉相談センター	県様式	有効期限満了日で判断する。
	有効期限満了日： H30.5.31～H30.6.29	H30年4月以降	各市町村	各市町村様式	
加算届 (特定事業所集中減算を除く。)	H30.3.15までに提出するもの	H30.3.15日	尾張福祉相談センター	県様式	加算の適用日ではなく、加算届出の提出日で判断する。 加算種別により提出期限が異なるので留意すること。
	H30.3.16以降に提出するもの	H30.3.16日以降	各市町村 (※)	H30年3月末までの届出については、県様式 それ以降は、各市町村様式	
特定事業所集中減算届出書	平成29年度後期分 H30.3.15期限	H30.3.15日 尾張福祉相談センター必着	尾張福祉相談センター	県様式	期限内にセンターに提出すること。
変更届	H30.3.15までに提出するもの	H30.3.15日 (変更した日から10日後以内)	尾張福祉相談センター	県様式	適用日ではなく、届出(申請)の提出日で判断する。
	H30.3.16以降に提出するもの	H30.3.16日以降 (変更した日から10日後以内)	各市町村 (※)	H30年3月末までの届出については、県様式 それ以降は、各市町村様式	
廃止届・休止届	H30.4.30までの休廃止	H30.3末日まで (休廃止しようとする日の1か月前)	尾張福祉相談センター	県様式	廃止・休止・再開をしようとする日で判断する。
	H30.5.1以降の休廃止	H30.4月以降 (休廃止しようとする日の1か月前)	各市町村	各市町村様式	
再開届	H30.3.20までの変更	H30年3月末日まで (再開した日から10日以内)	尾張福祉相談センター	県様式	再開をしようとする日で判断する。
	H30.3.21以降の変更	H30年4月以降 (再開した日から10日以内)	各市町村	各市町村様式	

※東海市、大府市、知多市、東浦町内の居宅介護支援事業所については、上記の表にかかわらず、平成30年3月31日までに申請、届出はすべて尾張福祉相談センターが窓口となります。平成30年4月1日以降の申請、届出はすべて知多北部広域連合が窓口となります。

※提出期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となるため御注意ください。  
 ※愛知県が提出先となる場合は、提出時に所定の手数料の納付が必要(新規指定、更新指定)。各市町村が提出先となる場合は、各市町村が定める手数料の納付が必要となります。